

平成30年3月30日

未来を考える脱原発四電株主会 御中

四国電力株式会社

貴平成30年3月10日付質問書に係るご回答

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申しあげます。平素は格別のご厚情を賜り厚く御礼申しあげます。

題記質問書においてご質問いただいたおりました内容につきまして、下記のとおり、ご回答いたします。

敬具

記

1 ご質問1について

平成29年12月15日付「貴平成29年11月20日付質問書に係るご回答」にて回答いたしましたとおり、エネルギー資源に乏しいわが国が、将来に亘りエネルギーを安定的に確保していくためには、エネルギー政策の基本的な視点であるS（安全性）+3E（安定供給、経済効率性、環境適合）を実現していくことが極めて重要です。このため、当社といたしましては、特定の電源や燃料源に過度に依存しない電源構成が必要との観点から、

- ・伊方発電所3号機の安全・安定運転の継続
- ・経年化が進んだ火力発電所のリプレースによる発電効率の改善
- ・既設水力発電所の出力増強や太陽光発電の受電拡大などによる再生可能エネルギーの最大活用

など、各電源の特長を組み合わせ、バランスの良い最適な供給基盤の構築に向けた取り組みを計画的に進めています。

このような考え方のもと、当社は、原子力発電について、低廉で良質な電気を安定的にお届けするという基本的使命の達成はもとより、事業経営の安定化と将来を見据えた事業戦略の展開のために欠かすことのできない基幹電源と位置付けております。

伊方発電所3号機につきましては、昨年12月13日、広島高等裁判所において、本年9月30日まで運転差止めを命じる仮処分の決定が出されておりますが、当社の主張が認められなかつたことは極めて残念であり、到底承服できるものではありません。当社といたしましては、早期に仮処分命令を取り消していただけるよう、広島高等裁判所での異議審において、伊方発電所3号機の安全性について、これまで以上に適切かつ丁寧な主張・立証に全力を尽くしてまいる所存です。

なお、伊方発電所2号機につきましては、大規模かつ長期間を要する安全対策工事が必要となるなかで、再稼働した場合の運転期間、出力規模など様々な要素を総合的に勘

案し、廃止することとしたものであり、当社における原子力の位置付けが変わるものではございません。

2 ご質問2について

当社といたしましては、お客様、株主・投資家の皆さま、ビジネスパートナーの皆さま、従業員、地域社会の皆さまをはじめ、当社の事業活動に関わりを有するすべての方々が当社のステークホルダーであり、皆さまのご理解と信頼の上に、企業としての持続的な成長と地域の発展に向けた当社の取り組みが成り立つものと認識しております。

また、当社のステークホルダーの方々は、皆さまそれぞれに当社との関わり方や立場、ご关心の内容、利害等が異なりますので、当社といたしましては、皆さまから寄せられる声に常に耳を傾け続け、バランスのとれた事業運営を行っていくことが肝要と考えております。

3 ご質問3について

ご質問1への回答のとおり、当社といたしましては、原子力発電を基幹電源と位置付けており、伊方発電所3号機を安全・安定稼働させることは、当社の事業経営の安定や持続的成長に資するものであり、ステークホルダーの皆さまの利益につながるものと考えております。

当社は、伊方発電所3号機につきまして、原子力規制委員会が定めた新規制基準に基づく各種の安全対策に加え、自主的な安全確保策も講じており、十分な安全性が確保されているものと考えております。提起されている仮処分および本案訴訟におきましては、こうした当社の取り組みについて、不退転の覚悟でもって、適切かつ丁寧な立証・主張を尽くすことにより、裁判所のご理解を得てまいる所存であります。

4 ご質問4について

取締役に就任する者は、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を有し、取締役に求められる役割と責務を十分に理解している必要があります。

このため、当社では、取締役候補者の選任にあたり、当社の取締役として十分な知見・識見を有し、当社の基本的使命を理解して持続的な企業価値の向上に貢献できる人物をご推薦し、株主総会で承認いただいております。

当社の取締役におきましては、日々の執務が個々人の能力向上につながるものであります、さらに、より高い見識と豊かな発想力を持って経営活動に取り組むことができるよう、社外講師を招いた研修等を定期的に実施するとともに、社外の研修を受講する機会の提供等も行っております。

また、社外取締役に対しては、当社グループの事業内容や経営状況等に関する必要な知識を習得できるよう十分な説明を行うほか、伊方発電所をはじめとする当社の主要設備等を視察する機会を提供することにより、当社の事業内容・状況等の理解がさらに深まるよう努めています。

なお、当社のこのような取締役の研修等に関する取り組みは、「よんでんコーポレートガバナンス基本方針」策定後から実施するようにしたものではなく、従前より継続的に行ってきているものであります。

5 ご質問5について

平成29年7月10日付「貴平成29年7月1日付質問書に係るご回答」におきまして回答いたしましたとおり、仙台市における石炭バイオマス混焼発電所計画では、バイオマスを30%以上混焼することにより、CO₂排出量の抑制に努めるとともに、国内最高水準の排出ガス対策を実施することにより、環境負荷をできるだけ低減しながら、東日本地域で不足しているベースロード電源の確保や再生可能エネルギーの普及といった課題にも対応しようとするものです。当社は、これまで本計画の事業化の可能性についての検討を進めるとともに、平成29年3月以降は、仙台市環境影響評価条例に基づく環境アセス手続きを行っております。

当社といたしましては、本計画について、環境影響評価手続きを適切に対応していくとともに、電源としての中長期的な競争力について詳細な検討・評価を行ったうえで、事業化の是非を慎重に判断してまいりたいと考えております。

6 ご質問6について

当社は、電力小売全面自由化に積極的に対応していく観点から、東日本地域においても電力の販売を行っており、そのための安定的な電源を確保することが望ましい状況にあります。また、東日本地域におきましては、恒常的にベースロード電源が不足する状況が続いており、当社が収益を確保しつつ、東日本地域における電力の安定供給の改善に資するべく、燃料受入れのための港湾設備や工業用水等の条件が整った仙台市の工業専用地域を立地候補地点として、石炭バイオマス混焼発電所計画の検討を進めております。

質問5へのご回答のとおり、本計画では、再生可能エネルギーであるバイオマスを30%以上混焼することとしておりますが、発電した電力のうち、バイオマスによる発電分については、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）に基づいて、東北電力株式会社に販売し、石炭による発電分は、首都圏を中心とする東日本地域において販売する計画としております。

7 ご質問7について

当社は、四国地域を基盤として事業展開しており、今後も四国を拠点とした事業活動に注力していく考えに変わりはありません。

しかしながら、四国地域におきましては、人口減少や省エネの進展等により、今後の電力需要が伸び悩むことも想定されるとともに、平成28年4月からスタートした電力小売全面自由化により、電力の購入先を当社から他社に切り替えられたお客さまが増加しております、お客さま獲得を巡る競争は、今後、さらに激しくなっていくものと認識しております。

このような事業環境において、当社といたしましては、「これまで築き上げてきた信頼関係」や「お客さまとの距離が近い」という当社の強みを活かしながら、お客さまのニーズに合った料金メニューの拡充や各種サービスの充実・強化など、価格・非価格の両面でお客さまに評価され、引き続き当社をご選択いただけるよう努めてまいります。

また、電力自由化をはじめとする事業環境の変化は、当社にとりまして、事業領域・収益機会の拡大の好機でもあります。当社といたしましては、四国地域内外における電力販売に積極的に取り組み、経営基盤の強化を図ることにより、将来にわたり皆さんに安定して電気をお届けしてまいりたいと考えております。

以上

(本件に関するお問い合わせ先)

四国電力株式会社 総務部 株式・文書グループ